平成２１年（フ）第４９１号
千葉市緑区あすみが丘１丁目10―５　レオパレスあすみが丘101号、住民票上の住所千葉市緑区土気町320番地１
債務者　坂崎　　勝
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５０９号
千葉市中央区道場北２丁目６番13号　ホシノコーポ201号
債務者　福沢　正則
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２９号
千葉県市川市曽谷４丁目16番19号
債務者　佐藤　靖亮（旧姓大熊）
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５３０号
千葉県市川市曽谷４丁目16番19号
債務者　佐藤　　舞（旧姓大熊・古矢・石口）
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４６号
千葉県市原市姉崎1593番地10
債務者　鈴木富士雄
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５５１号
千葉県市川市柏井町２丁目65番地４
債務者　成田栄美子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５５４号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地73　ブロッサムビレッジ幕張
債務者　猪浦　定男
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６５号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番８棟202号
債務者　城島　　浩
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６６号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番８棟202号
債務者　城島　久子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６９号
千葉県船橋市習志野台２丁目73番７―306号
債務者　竹之内富美枝
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５８９号
千葉県浦安市猫実５丁目８番１―402号　タイムズプラザ
債務者　島村　　寿
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６１１号
千葉県市原市君塚５丁目９番地１　第２君塚フォーブル102
債務者　山本　人嗣
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２４８号
滋賀県彦根市田附町1214番地
債務者　西谷　四郎（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２号
滋賀県彦根市田附町905番地
債務者　柴田ちづる
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第５６号
滋賀県彦根市里根町188番地26
債務者　山田　幹樹（旧姓塩入）
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第９５号
長野県上田市神畑129―１―Ｃ203、前住所滋賀県彦根市西沼波町340番地９
債務者　マラカトバガラノンエベリンこと　宮津エベリン
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１１７号
滋賀県蒲生郡竜王町大字小口164番地、前住所滋賀県東近江市東沖野３丁目８番34号
債務者　木下　隼一（旧姓坂田）
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大津地方裁判所彦根支部